

監査措置状況報告書

令和7年4月17日

対象監査	定期監査（令和6年度下期）		
監査実施日	令和7年2月5日～3月12日		
担当部署	飛騨高山プロモーション戦略部観光課	内線	2217

監 査 の 結 果	対 応 状 況 等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
○負担金の見直しについて 観光課所管の観光振興事業費において、関係自治体や民間組織との連携による戦略的な観光振興を目的に、総額 11,454千円の負担金を計 13団体に交付している。 交付している団体のなかには、昭和39年から加入しているものや、構成する団体、目的が一部重複しているものが見受けられた。 時代や団体との関係性の変化を踏まえ、発足した経緯や目的を整理し、効果の検証を行うことが必要と考える。 公金が市の観光推進に有効活用されるよう、さらなる見直しを進められたい。	各種負担金については、その必要性を踏まえ、これまでも見直しや減額の協議等をすすめてきたところです。 現在、改めて加盟している協議会等への加入の経緯と現状における必要性、効果などについて検証をすすめており、今後、必要に応じて見直しを図ってまいります。	

監査措置状況報告書

令和7年4月17日

対象監査	定期監査（令和6年度下期）		
監査実施日	令和7年2月5日～3月12日		
担当部署	建設部建設課 他	内線	2328

監 査 の 結 果	対 応 状 況 等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
○減額補正の必要性について 市道大新町七日町線（不動橋）整備に係る測量等委託料として、当初予算55,000千円に対し、決算見込額12,732千円で、他の執行分（北山橋調査業務2,369千円）を含めても、執行率27.5% 39,899千円の不用額が発生していた。 原因として、当初予算は、河川管理者である県との下協議を踏まえ、橋梁新設（架け替え）を想定して委託料を積算していたが、再協議の結果、年度途中の令和6年7月に整備方針を改修へ変更したことによるものであった。 地方自治法第218条（補正予算）第1項では、「予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。」と規定している。 当事業は、当初予算の内容を大きく変更した結果、多額の不用額が年度途中で確定したものであり、減額補正すべきであったと考える。多額の不用額が見込まれても、減額補正までは行わず、項内での流用財源や繰越金として翌年度に使用するとの説明を受けたが、今後、市の財政状況は年々厳しくなっていくことが予想されており、従来に対応を継続していくことの可否について検討されたい。	法定点検により健全度Ⅲと判定された一級河川宮川に架かる不動橋について、河川管理者である県との協議のうえ、当初予算では新設に係る設計業務委託を予定していましたが、その後令和6年度に入り改修による方法で合意が得られたため、改修へ方針変更したことで事業費が抑えられ、結果として委託料の不用額が発生することとなったものです。 ここ近年は今回の案件に関わらず、当該事業の執行に影響がないことから減額補正は実施せず、その後の物価高騰等による事業費の増高にも対応できるようにしていました。 今後は、今回の意見にあるように整備方針の変更などにより多額の不用額が生じることがあれば、例えば他の事業において予算の増額補正が必要な場合に合わせて予算の減額補正を行うなど、一般財源の有効活用を考慮した財政運営に努めてまいります。	